

別紙

諮問第1688号

答 申

1 審査会の結論

「4 福保子計第837号『東京都児童福祉審議会都民公募委員候補者選考に係る審査結果について』関係書類の一切」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和4年11月10日付、4 福保子計第837号『東京都児童福祉審議会都民公募委員候補者選考に係る審査結果について』（都福祉保健局少子社会対策部長名）に関し、同委員候補者選考に係る審査にかかる選考過程の詳細、作文および面接の選考評価結果、総括表・委員評価シート等、〇〇（個人氏名）の評価結果・応募者一覧等関係書類の一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和4年12月1日付けで行った存否応答拒否を理由とした非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号及び6号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年2月22日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年6月6日に実施機関から理由説明書を収受し、同年9月22日（第241回第二部会）及び同年10月27日（第242回第二部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都児童福祉審議会の都民公募委員候補者選考について

東京都児童福祉審議会（以下「審議会」という。）は、児童等の福祉に関する事項を調査審議するとともに、東京都知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を述べることを目的とする機関で、東京都知事が任命する委員と特別の事項を調査審議する臨時委員によって構成されており、審議会の運営に広く都民の意見を反映させるために、審議会委員の一部を都民から公募している。

実施機関は、審議会の都民公募委員の選考に関し、「東京都児童福祉審議会委員応募要項」（以下「要項」という。）を公表しており、同要項5では、「個人情報については、本目的の達成に必要な範囲内でのみ使用し、他の目的には使用しません。」と定めている。

イ 本件非開示決定の妥当性について

審査会が本件開示請求の内容を確認したところ、開示請求者である審査請求人本人に係る審議会の都民公募委員の選考に関する公文書（以下「本件請求文書」という。）について、情報公開制度に基づいて開示を求めるものであった。

これについて、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日11政都情第366号。令和5年3月31日付4総総情第1373号による改正前のもの。）第7条第2号関係第2、3では、個人情報に対する本人開示の取扱いについて、「本号は、個人に関する一切の情報は非開示を原則とする趣旨である。したがって、開示請求者が、自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者からの開示請求の場合と同様に取り扱う。」と定めていることから、本件開示請求については、第三者が開示請求を行った場合と同様に検討を行う。

(ア) 条例7条2号の該当性について

実施機関は、本件請求文書の存否に関する情報は、条例7条2号に規定する個

人に関する情報で特定の個人を識別することができるものである旨、説明する。

審査会が検討したところ、本件請求文書の存否を答えると、特定の個人が審議会の都民公募委員の選考に応募したか否かの事実が明らかになると認められる。

したがって、本件請求文書の存否に関する情報は、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

(イ) 条例7条6号の該当性について

実施機関は、本件請求文書の存否を答えることにより、特定の個人が審議会の都民公募委員の選考に応募したか否かの事実が明らかになり、その結果、都民との信頼関係が損なわれ、選考に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、その存否に関する情報は、条例7条6号に規定する非開示情報に該当する旨、説明する。

審査会が要項を確認したところ、前記アのとおり同要項5において、応募者の個人情報 は公募及び選考に必要な範囲内でのみ使用する旨が定められていることから、実施機関における審議会の都民公募委員の選考は、特定の個人による応募の事実が公にされないことを前提に行われていることが認められる。

そうすると、本件請求文書の存否を答えることにより、審議会の都民公募委員の選考における応募者の情報を公にすることとなると、都民との信頼関係が損なわれ、選考に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は、首肯できるものである。

したがって、本件請求文書の存否に関する情報は、条例7条6号に該当する。

以上のことから、本件請求文書の存否について答えるだけで、条例7条2号及び6号に規定する非開示情報を開示することとなると認められるため、条例10条に基づき本件開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子